

さいたま市視聴覚ライブラリー条例施行規則

平成13年5月1日
教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市視聴覚ライブラリー条例（平成13年さいたま市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 さいたま市視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の館長（以下「館長」という。）は、上司の命を受け、ライブラリーの所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

2 館長以外の職員は、上司の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(貸出しの期間及び点数)

第3条 視聴覚教材及び機材の貸出しの期間及び点数は、次のとおりとする。ただし、市教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

教材・機材	期間	点数
映画フィルム 録音・録画資料	5日以内	1回6点以内
映写機及び附属品	5日以内	1回1式

(委員長及び副委員長)

第4条 条例第11条に規定するさいたま市視聴覚ライブラリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、館長の諮問に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、必要があると認めるときは、ライブラリーの職員を会議に出席させることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て、館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市視聴覚ライブラリー管理運営規則（昭和50年浦和市教育委員会規則第3号）、大宮市立視聴覚ライブラリー運営委員会規則（昭和48年大宮市教育委員会規則第6号）又は与野市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則（昭和53年与野市教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。